

鶴ヶ島市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月25日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 教育部 教育総務課
- (2) 教育部 生涯学習スポーツ課

4 監査の着眼点

令和2年度（4月から11月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和3年1月8日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 教育部 教育総務課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 小学校体育館LED照明導入経費

水銀灯の生産中止に伴い、小学校の体育館照明をLED化するための経費。

LED照明の導入により、体育館内の照度を向上させ、児童の学習環境の向上を図る。LED照明は水銀灯に比べて寿命が長く、消費電力も少ないため、コスト削減が期待される。

令和2年度は設計を行い、令和3年度に工事を実施する予定である。

(イ) 中学校トイレ改修経費（繰越明許費分）

老朽化が進んでいる中学校トイレについて、便器の洋式化、トイレブース・床等の改修工事を実施する経費。

天井張り替え、壁新設、床新設（湿式から乾式へ変更）、車いす対応便器設置、小便器新設、大便器新設（洋式化）等を行った。

事業実施により、中学校校舎の便器洋式化率は、28%から51%に上昇した。

今後も、学校教育環境の改善を図るため、計画的に学校施設の保全に取り組む。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 教育部 生涯学習スポーツ課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 図書館維持管理経費

鶴ヶ島市立図書館の管理運営に関する経費。

指定管理委託料、図書館用地借り上げ料、建築基準法第12条に基づく点検業務委託料などがある。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じつつ、図書館サービスを行っている。令和2年11月末日現在の利用者数は59,243人、利用点数は243,881点である。

また、令和2年10月に非来館型サービスとして、鶴ヶ島市電子図書館を暫定開設した。令和2年11月末日現在の登録者数は203人、貸出点数は320点となっている。

なお、今年度は、令和3年度からの5年間における次期指定管理者の指定及び基本協定書等の締結、鶴ヶ島市立図書館基本構想の改定等を行っている。

今後も効率的な図書館運営を目指し、指定管理者との情報共有や協議、適切なモニタリングを行う。

(イ) 埋蔵文化財発掘調査経費

埋蔵文化財の確認調査（試掘）・発掘調査の実施並びに過去の発掘調査によって出土した遺物（土器や石器など）や遺構（住居跡など）を図版として整理し、調査報告書を刊行する経費。

埋蔵文化財確認調査を11件実施し、うち1件について発掘調査を要する事案として土地所有者に通知した。

過去の発掘調査における出土遺物、遺構の図版化を行う市内遺跡出土遺物整理業務、埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行について、いずれも順調に進捗している。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。